

大阪府 子どもの受動喫煙防止条例

平成30(2018)年12月施行

子どもは社会の宝
未来への希望



©2014 大阪府もずやん

～子どもを受動喫煙から守りましょう～

現在・将来の府民の健康で快適な生活のために

子どもたちは、自らの意思で 受動喫煙を避けることができません

住居、自動車、学校、通学路、公園、病院など、
子どもが利用するあらゆる場所で受動喫煙をさせないように努めましょう

みなさん！3つ約束してください

(約束その1)

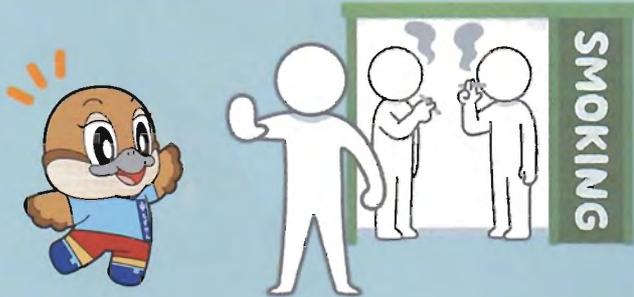
子どもの近くでは、吸わない・吸わせない



たばこを吸う人は周囲の状況に配慮してください
加熱式たばこも同様です

(約束その2)

たばこが吸えるところに子どもを
立ち入らせない



喫煙できるエリアに子どもを立ち入らせてはいけません。加熱式たばこ用喫煙室も同様です。

(約束その3)

たばこの煙の健康への
悪影響を理解する

たばこの煙は、喫煙する人だけでなく周囲の人たちの健康にも悪影響を及ぼします。

子どもの受動喫煙は、
乳幼児突然死症候群
(SIDS)やぜんそくなど、
呼吸器疾患の原因になる
という報告もあります



出典 喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書
(通称「たばこ白書」)

<問合せ先>

大阪府健康医療部
健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ
電話06(6944)6791(直通)

大阪府 子どもの受動喫煙防止 検索



©2014 大阪府もずやん

(1) 学校・病院・行政機関の庁舎等

2019年7月から敷地内禁煙です

2020年4月1日からは 敷地内全面禁煙です

- 屋内は完全禁煙です。
(喫煙設備を設けることはできません。)
- 敷地内(屋外含む)に喫煙設備を設けないよう努めて下さい。

【対象施設】

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども、患者、妊婦が主に利用する施設です。

(学校、児童福祉施設、幼稚園、保育所、大学、病院、診療所、助産所、施術所、薬局、行政機関の庁舎 等)

<例外措置>

主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設や特別な事情がある場合は、施設管理者の判断で屋外に国の要件を満たす喫煙場所を設置することも可能です。

学校、病院、行政機関の庁舎等の 管理者のみなさんへ



喫煙禁止場所の
灰皿等設置禁止

喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置しないで下さい。



違反者への
注意

喫煙禁止場所において、喫煙をしている人や喫煙をしようとしている人がいれば、喫煙の中止又は退出を求めて下さい。

◇改正法、条例に違反すると、罰則の対象となることもあります。



望まない受動喫煙をなくしましょう

2018年7月

「健康増進法」が改正されました。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となります。



さらに、府民のみなさんの健康で快適な生活を実現するため

大阪府受動喫煙防止条例

を制定(2019年3月)

全国に先駆けた対策を進めます

- ・学校、病院、行政機関の庁舎等は敷地内全面禁煙
- ・事業所や飲食店等は原則屋内禁煙
(経過措置として喫煙できる飲食店を限定)



<受動喫煙による健康影響データ>



年間約15,000人が、
受動喫煙を受けなければ、
これらの疾患で死亡せずに済んだと推計。



受動喫煙を受けている者の
「罹患リスク」は高い



飲食店 遊技場 劇場
42% 37% 30%

非喫煙者が受動喫煙に遭遇した場所



大阪府は8割以上が
非喫煙者

府民のみなさんは、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、周りの人たちに望まない受動喫煙を生じさせることがないように努めて下さい。

受動喫煙防止対策スタート!!

大阪市受動喫煙防止対策
コールセンター
☎06-6244-7600
平日9:00~17:30(開庁日のみ)

たばこのルール! できました。



©2014 大阪府もずやん

学校・病院

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

2019年7月~ 敷地内禁煙
2020年4月~ 敷地内全面禁煙

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶 鉄道 その他全ての施設

2020年4月~ 原則屋内禁煙
(専用の喫煙室でのみ喫煙可)

飲食店

2020年4月~ 原則屋内禁煙
(専用の喫煙室でのみ喫煙可)

大阪は全国トップクラスの 受動喫煙防止対策を進めていきます

(2) オフィス・事業所・飲食店等

事務所、工場、ホテル、旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月から

多くの人を利用する全ての施設は原則屋内禁煙となります。

(専用の喫煙室内のみ喫煙可能です。改正法、条例に違反すると、罰則の対象となることもあります。)



(3) 飲食店

◇飲食店の経過措置について

経営規模が小さい既存飲食店は、経過措置として店内禁煙か喫煙かを選択できます。

喫煙を選択した店舗は、標識(喫煙可能店 or 喫煙可能室)を設置して下さい。



飲食等のサービスの提供をすることができます。
20歳未満の人の立入は禁止です。

<経過措置の要件>

- 条件1: 2020年4月1日時点で、営業している飲食店
- 条件2: 個人経営又は資本金5,000万円以下の飲食店
- 条件3: 客席面積100㎡以下の飲食店



2025年4月から経過措置要件は客席面積30㎡以下の飲食店となります

◇喫煙室設置への支援制度

喫煙室を設置する事業所等に対しては、国の支援制度があります。
(府の規制の対象となる飲食店に対しては、府の支援制度もあります。)

詳しくは大阪府ホームページをご覧ください。

大阪府健康医療部
健康推進室 健康づくり課

大阪府受動喫煙防止条例

検索

オフィスや事業所、飲食店の管理者のみなさんへ



喫煙禁止場所の灰皿等設置禁止

喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置しないで下さい。



違反者への注意

喫煙禁止場所において、喫煙をしている人や喫煙をしようとしている人がいれば、喫煙の中止又は退出を求めて下さい。



従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



禁煙の飲食店は標識を掲示

禁煙の飲食店は、出入口付近に禁煙標識の掲示することを務めて下さい。

喫煙目的施設
(喫煙目的室)



シガーバーや、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をサービスの目的とする施設(喫煙目的室)では喫煙をすることができます。

◇屋内で喫煙する場合は、喫煙室の設置が必要です。

○喫煙専用室



喫煙専用の部屋を設置し、この中以外の全ての施設内は禁煙となります。飲食等のサービスの提供はできません。

○加熱式たばこ専用喫煙室



加熱式たばこのみの喫煙が可能な専用室です。飲食等のサービスの提供をすることができます。

喫煙室を設置する施設の事業者のみなさんへ



喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



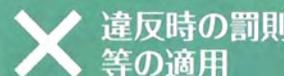
20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



喫煙室設置の広告・宣伝

広告・宣伝をする時は、喫煙室設置施設である旨を明示に努めましょう。



違反時の罰則等の適用

義務違反時には指導、命令、罰則等が適用されることがあります。

喫煙できる場所には、20歳未満の人は立ち入れません。

声掛けや年齢確認を行い、20歳未満の人が喫煙エリアに立ち入らないよう、お互い注意しましょう。